



Column

所長加納が思う つれづれなるコトバ

人手不足解消の公式

去る3月31日に令和7年度税制改正法が成立しました。今回の改正の目玉はやはり「103万円の壁」見直しに対応した基礎控除の引上げ、及び給与所得控除の最低保証額の引上げ、並びに特定親族特別控除の創設かと思えます。これにより主婦や学生などのパート、アルバイトスタッフの働き控え解消が期待されております。また今回の3月決算法人の申告より新たな賃上げ促進税制が適用となり、赤字法人でも対象となるなど、「人件費」に関する政府の後押しは相当なものがあります。しかし残念ながら日本の中小企業の多くは中々賃上げが出来ていないと言われており、このままでは税制優遇の恩恵に与ることは出来ず、人手不足解消は全て絵に描いた餅となってしまいます。ではどうすれば賃上げが出来るのか？法政大学元教授で「人を大切に経営学会」の会長である坂本光司氏は以下の様に述べております。

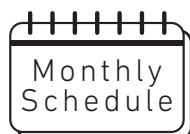
『会社が社員に払うべき適正な年収は、私は年齢の15倍程度だと考えています。例えば40歳なら600万円、この額はだいたい都道府県職員の水準に相当します。「きちんと賃金を払っている」と言えるのは、この水準からではないでしょうか。しかし日本の中小企業の中には、40代で年収400万円以下の会社も数多くあります。「中小企業の社員は大企業の社員よりも能力が低いので、賃金が低いのも仕方がない」ということを言う人がよくいます。しかし、社員の能力のせいにするのは大きな間違いで、そこは会社規模の大小で差はありません。あるとすれば、社員の能力を引き出せない会社の方の問題です。今は人が会社を選ぶ時代です。人から選ばれない会社に将来はありません。

多くの中小企業は、自らの立ち位置を誤解し、大企業と同じ舞台上で戦おうとします。そこで中小企業が生きようとするなら、下請けという形

態を取らざるを得ません。この状態が続けていく限り、高賃金化は望めません。現代日本ではニーズの多様化がますます進んでおり、目を向ければ多種多様な隙間需要が存在しています。中小企業にとっては、まさにチャンスです。まずは脱下請けを目指し、価格決定権を握り、自らの付加価値を高めていく。それが中小企業の生きる世界であり、高収益化の実現、ひいては高賃金化に繋がる道です。

そして企業経営の最大の使命とは「社員とその家族を幸せにすること」です。業績や成長なども、すべてはそのための手段でしかありません。しかし、経営者の多くは人件費をコストとして捉えています。式で表すなら【利益＝売上高－費用】となります。この式では「利益を増やすこと」が目的となり、そのために売上高を増やすか、費用を抑えるしかありません。つまり利益捻出のためには、人件費をなるべく抑える、状況によっては削ることもこの式においては正当化されます。しかしこれは間違っています。先にも申し上げた通り、会社の使命とは社員を幸せにすることです。そうすると「人件費を払う」とは、会社の目的そのものです。それを踏まえた上で先の式を、次のように置き換えてみて下さい【費用＝売上高－利益】。費用を左辺に入れ替えただけだと思われるかもしれませんが、こうすれば考え方も変わってきます。社員に報いるために総人件費がどれくらい必要なかをまず設定する。そこから逆算して経営計画を立て、どれ位の売上高や利益が必要なのかを割り出す、という順番で考えるのが、本来の経営の在り方です。』（参考：月刊ビジネスサミット2022年5月号）

いかがでしたでしょうか？正に逆転の発想という感じですが、人手不足の現状を打破するためには、一度この考えに則って事業計画を立てて実行あるのみですね。



今月対応が必要な事項をリマインドします

1 9月決算の法人で前期一定金額以上の納税があった場合、5月末までに中間納税をしなければなりません。

→納税義務がある者には税務署、都道府県税事務所及び市役所・町村役場より納付書が届いているかと思しますので、**6/2(月)**までに納付の対応をお願い致します。
納税が必要かどうか分からない方は当事務所までお問い合わせ下さい。

法人税・地方法人税については国税庁の方針により印字済みの納付書の送付が令和6年5月より廃止となりました。中間納税義務者のお客様に対しては当事務所からもアナウンス致しますが、その際納付書送付をご希望される場合はその旨お申し出下さい。

2 令和7年4月1日から雇用保険料率に変更されました。

→一般の事業者については、事業主負担が9.5/1000から9/1000へ、労働者負担が6/1000から5.5/1000へと下がります。

4月1日以降に締日を迎える最初の給与計算期間から変更になりますので、給与計算の際はご注意下さい。

番外編

所長の加納が参加しているオリジナルバンド「MIDSOMMAR TRIBE」主催のライブ「盛夏祭Vol.2～深春に見る夢～」が4/13(日)に大塚Welcome backにて行われました。

当日は多くの皆様にご来場頂き、60分たっぷり演奏をさせてもらって、楽しいライブでした！



動画



次回は7/13(日)に大塚Welcome backで開催されるライブ(18時開演)に参加します！ぜひご来場ください。

詳細はComing soon



<https://www.facebook.com/kanoutax/>



<https://twitter.com/kanoutaxoffice>





特定親族特別控除について

令和7年の税制改正にて「特定親族特別控除」が創設されました。

「特定親族特別控除」とは…

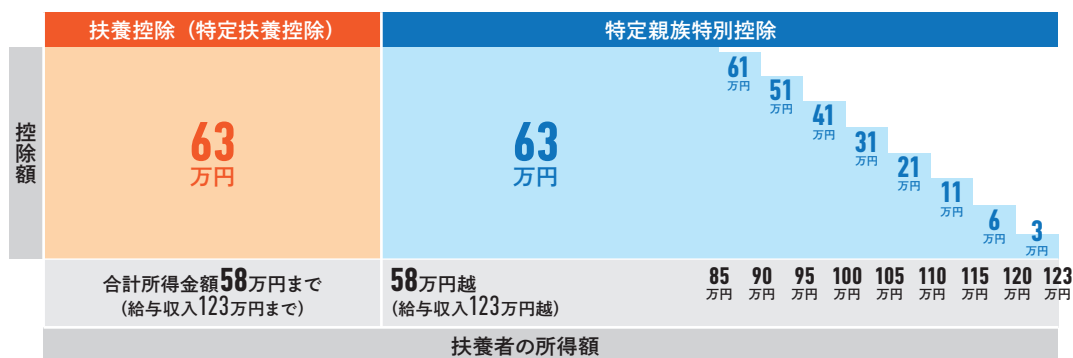
従来の「特定扶養控除」として63万円の控除を受けられるのは、扶養親族の年間合計所得金額が48万円（給与収入103万円）以下の要件があり、扶養親族の給与収入が103万円を超えるとその扶養者の控除がなくなるため、学生アルバイトの多くは、103万円を超えないように就業調整をしていたのが現状でした。「特定親族特別控除」では19歳以上23歳未満の扶養親族の合計所得金額が58万円を超えたとしても123万円以下の場合、段階的に控除を受けられます。

特定親族の要件

特定親族とは、その年の12月31日（納税者が年途中で死亡または出国する場合は、その死亡または出国の時の）現況で、次の要件すべてに当てはまる人です。

- ①配偶者以外の年齢が19歳以上23歳未満であること
- ②納税者と生計を一にしていること。
- ③年間の合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入が123万円超188万円以下）であること。
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと。
- ⑤控除対象扶養親族に該当しないこと。

特定扶養控除と特定親族特別控除の関係



留意点

社会保険の扶養については今回の改正には関係なく、従来通り給与収入が106万円（又は130万円）を超えると社会保険の扶養から外れてしまいます。

学生であれば基本的には社会保険の加入義務がないので影響はないですが、学生以外の場合は社会保険が発生する可能性があるのご留意ください。

まとめ

特定親族特別控除により働く時間を制限して無理に収入を抑える必要がなくなり、19歳から22歳の労働力の確保が期待され、人手不足が改善されそうです。適用開始年は、令和7年分の所得税から適用されます。なお、給与所得者に対しては、令和7年12月1日以後の年末調整から控除開始となります。ご不明な点は当事務所までご相談ください。

Topics

税務、資金繰りなど経営に関わる新制度をご紹介します

① 2025年3月3日から「定款作成支援ツール」を使用して公証人の定款認証を受けようとする場合には、原則48時間以内に定款認証手続きを完了させ、法人設立登記も合わせて原則72時間以内に完了させる運用を開始しました。

日本公証人連合会において、起業支援の観点から、小規模でシンプルな形態の株式会社をスピーディーに設立したいという起業者のニーズに応えるため、法務省の協力の下、利便性に配慮した「定款作成支援ツール」を作成しました。

こちらを使用して公証人の定款認証を受けようとする場合について、48時間以内に定款認証手続きを完了させる運用（以下「48時間特別処理」）を全国の公証役場において実施しています。更に、下記(1)～(5)の条件を満たした場合に、公証役場と法務局との連携によって、定款認証と設立登記を合わせて原則72時間以内に完了させる運用を開始しました。これにより公証役場での定款認証後、速やかに法務局に設立登記の申請をしていただくことで、原則3日間で設立手続きが完了します。

- (1) 48時間特別処理の対象であること。
 - (2) 定款認証後1週間以内にオンラインで設立登記を申請すること。
 - (3) 設立登記申請の添付書面情報（定款、発起人の同意書、就任承諾書等）が全て電磁的記録（PDFファイル等）により作成され、申請書情報と併せて送信されていること（完全オンライン申請）。
- ※但し、オンライン申請であっても、添付書面を法務局に持参又は送付する場合は「72時間処理」の対象となりませんのでご注意ください。
- (4) 登録免許税が電子納付されること。
 - (5) 補正（申請の不備を登記官からの連絡に基づき事後的に是正すること）がないこと。

今後法人成りを予定されている方で、小規模でシンプルな形態の株式会社をスピーディーに設立したい場合は、自由に使えるツールですので、是非、御活用下さい。



リーフレット



定款作成支援ツール

② 最新の国・東京都の主な支援施策（補助金・助成金）は下記URLにてご確認できます

<https://mypage.tokyo-cci.or.jp/mypage/contents/book/9201.php>

